

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 20 年 7 月 31 日を 10 万円、21 年 10 月 15 日を 15 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 21 年 10 月 15 日

申立期間に A 社から支給された賞与について、賞与支払届が社会保険事務所（当時）に届け出されていなかったため、年金記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成 20 年 7 月 31 日に 10 万円、21 年 10 月 15 日に 16 万円の賞与が支給され、それぞれ 10 万円、15 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、平成 20 年 7 月 31 日は 10 万円、21 年 10 月 15 日は 15 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び社会保険事務の担当者は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事

務所に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成19年10月15日を30万円、21年8月10日を75万円、同年10月15日を24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年10月15日
② 平成21年8月10日
③ 平成21年10月15日

申立期間①にA社から支給された賞与と申立期間②及び③にB社から支給された賞与について、賞与支払届が社会保険事務所（当時）に届け出されていなかったため、年金記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間②及び③については、B社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、それぞれ30万円、75万円、25万円の賞与が支給され、30万円、75万円、24万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額の記録については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から判

断すると、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 75 万円、申立期間③は 24 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主、及び、同社と B 社に係る社会保険事務の担当者は、申立期間①から③までに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年8月から5年9月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月24日から同年11月1日まで
② 平成4年8月1日から6年11月25日まで

平成3年11月にB社に転籍したが、2年4月から退職するまで、A社で継続して勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。また、申立期間②について、給与が下がった記憶は無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、A社は、当該期間は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同社は法人事業所であり、商業登記簿において申立期間①当時も会社が存続していたことが確認できること、申立期間①に係る同社の雇用保険の被保険者記録を有する者が8人確認できることから判断すると、同社は、申立期間①において事業を継続しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、雇用保険の加入記録及びA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に喪失し、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日に取得していることが確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間①にA社に継続して勤務し（平成3年11月1日に同社からB社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年6月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当初、B社における申立人の当該期間の標準報酬月額が4年8月から5年9月までの期間は22万円と記録されていたところ、5年1月6日付けで、当該期間における標準報酬月額が4年10月の定時決定前である同年8月1日に遡って12万6,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によれば、B社における平成5年1月6日現在の申立人以外の厚生年金保険の全被保険者についても、同日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる上、事業主は、同僚の申立事案の調査において、厚生年金保険料の滞納額を減額するために、標準報酬月額を遡って減額訂正する届出を提出したと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た金額（平成4年8月から5年9月までの期間は22万円）に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成5年10月1日から6年11月25日までの期間については、B社は、「平成5年及び6年の定時決定に係る標準報酬月額は、4年8月1日に遡って減額した標準報酬月額と同額で届け出た。申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「B社に転籍後、標準報酬月額が途中から減額された記録となっているが、給与の額は変わらなかった。」と主張しているものの、

その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は保管しておらず、オンライン記録によれば、当該期間におけるB社に係る申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 62 年 3 月まで
私は、昭和 62 年から 63 年頃、社会保険事務所（当時）から連絡があり、相談の上、申立期間の保険料を分納したが、未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年から 63 年頃、社会保険事務所から連絡があり、担当者との相談の上、過去の未納保険料を 2 年かけて分納した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日等調査により平成元年 6 月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間後の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、オンライン記録では納付済みと記録されており、申立人がその時点で遡って納付できる当該期間の保険料を過年度納付したものと考えられる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間の全てが時効により納付できない期間である。

また、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 8 月

申立期間①については、昭和 63 年 7 月に、会社を退職後すぐに役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書により提示された金額を役場又は銀行で納付した。平成元年より学生であったが加入を継続して保険料は納付書で漏れなく毎月納付した。

申立期間②については、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、平成 4 年 2 月頃に払い出されていることが推認され、申立人は、この頃、国民年金の加入手続を行って被保険者の資格を取得したものと考えられ、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の全部が未加入期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及び A 町が保管する国民年金被保険者台帳並びに申立人が所持している年金手帳のいずれにおいても、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は平成 3 年 11 月 22 日と記載されていることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年10月15日
② 平成21年10月15日

申立期間にA社から支給された賞与について、賞与支払届が社会保険事務所（当時）に届け出されていなかったため、年金記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が申立期間において、事業主から賞与の支払を受けているものの、賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。